

# 野宿生活・「社会生活の拒否」という選択

妻木 進吾

## はじめに

一九九九年五月、政府と五都市六自治体からなる「ホームレス問題連絡会議」は、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」と題するとりまとめにおいて、野宿者の三類型とそれへの対応策を次のように示した。就労可能で就労意欲がある者には「就労による自立」に向けた支援を行う。就労不可能な高齢者等には「福祉等の援護による自立」に向けた支援を行う。これら支援を拒否し、野宿し続ける者は、「社会生活を拒否する者」であるとして、矯正／排除する。

その後、この類型化、とりわけ「社会生活を拒否する者」というカテゴリー化とそれへの対応策に対して多くの批判がなされ、「社会生活を拒否する者」というカテゴリーは表現

上消えることになる。しかし、そもそもこのカテゴリーは、行政が用意する「自立」のルートに乗らない人々が放り込まれる残余カテゴリーであったに過ぎない。また、現在まで、行政が想定する「自立」とは「就労」あるいは「福祉等の援護」によって野宿状態を脱し、「適切な場所」に収まることであり続けているし、行政が用意する「自立支援策」自体も変化していない。それゆえ、「社会生活を拒否する者」というカテゴリーは消えたが、それら支援を拒否する野宿者が存在しなくなつたわけではもちろんないし、彼らが矯正／排除の対象でなくなつたわけでもない。<sup>①</sup>

「当面の対応策」を基本方針とする「ホームレス対策」が各都市で試みられている。大阪市においては、「就労による自立」の支援を目的とした「自立支援センター」<sup>②</sup>が二〇〇〇年十月以降三施設開設され、「自立支援センター」に入所する

までの間、「一時的に居住する施設」である「仮設一時避難所」が二〇〇〇年十二月以降二カ所開設された。これら支援策の開始、とりわけ野宿者のテントが林立する大規模公園における一時避難所の開設は、当該公園で生活する野宿者全員に入所を迫ることで、「支援」を拒否し、野宿し続ける人々の存在を浮かび上がらせるうことになった。

二〇〇〇年末、長居公園仮設一時避難所が開所され、翌年一月十五日までに一二〇人が入所しているが、八三人は依然として同公園内で野宿し続けていた（毎日新聞 二〇〇一年一月十五日付）。また、開所以前に、少なくない野宿者が新たな野宿場所を求めて同公園から移動していった。二〇〇一年末に開所した西成公園仮設一時避難所においても、翌年八月現在、九三人が同公園内で野宿し続けている。<sup>③</sup>

野宿者に怠惰と自由を見る人々にとって、「支援」を拒否して野宿し続けるという「選択」は、「社会生活の拒否」に見える。野宿者にあらゆる困難と悲惨の集積を見る人々にとって、その「選択」は「非合理」極まりないものに見える。しかし、先に見たように、少なくない野宿者が「自立」のルートを拒否し、野宿し続けている現実は、その「選択」を「社会生活の拒否」というカテゴリーに回収して済ませることの限界を、さらには、この「非合理」が野宿者にとって「合理」としてある可能性を現しているのではないだろうか。であるならば、「悲惨」の「主体的選択」を「合理」たらしめる口圧縮してまで教育費などの雑費を支出するといった行為（＝人間の生存というレベルからすれば「非合理」と思える行為）は、人間の生活が構造をもつて営まれているが故に必然的に生じる「抵抗」であるとされた（中川 二〇〇〇）。野宿生活が構造化された生活としてあるならば、そして目指すべきものとして行政が用意する「自立」像、「自立」へのルートが、その構造化された生活との間に齟齬を来すのであれば、野宿し続けるという「選択」は、構造化された野宿生活を維持するための抵抗としてなされるのではないだろうか。

では、抵抗を引き起こす生活構造は、どのようにすれば把握できるだろうか。竜山や中鉢は、エンゲル係数の変曲といた「非合理」な現象に生活構造の抵抗を見出したのだが、そこで生活構造は、抵抗をもたらすものとして事後的に、抽象的な形で把握されるにとどまる。しかし、野宿し続けるという「非合理」な行為がなされるロジックを明らかにしようとする本稿にあって、このような把握はトートロジーに陥る。野宿し続けるという選択（抵抗）をもつて生活構造を見出し、生活構造をもつてその選択（抵抗）を説明するわけにはいかない。抵抗を引き起こす必然性を有するものとして、生活構造の内包が、野宿者の行為と意味づけによって具体的に示さなければならない。

そこで、鈴木広（一九八六・一七七）の定義を参照したい。鈴木は、最も一般的な定義として生活構造を「生活主体とし

ジックとはいかなるものか。「市民社会」が「社会生活の拒否」として矯正／排除しようとしているものとは何なのかな。これらの問い合わせに答えることが、本稿の目的である。

## 1 枠組みの設定／「生活構造」の抵抗／仮説

野宿者に関する研究の中には、このような「選択」、その理由について言及しているものもある。例えば、野宿状況においてであっても、「保護」という名目でもって、行政の手で隔離・収容される生活よりも、生活者にとって望ましい生活が存在している（中根 一九九九・九）という指摘や、野宿から脱するために「福祉が作った道筋」は、野宿者の経験の中で「福祉事務所や施設職員への服従や辛抱を強要するものとして出現している」（岩田 二〇〇〇・三二〇・三一）という指摘である。このような指摘自体は正しいだろう。しかし、野宿し続けるという「選択」は、よりも「望ましい」「まし」として、なされているに過ぎないのであろうか。野宿生活それ自体が、維持すべきもの、生きるに値するものとして生きられている可能性を看過すべきではない。

このような可能性を含み込んだ上で、野宿者の一見「不合理」な「選択」を理解しようとする時、導きの糸となる一群の研究がある。竜山京や中鉢正美らによる生活構造論である。そこでは、生活水準の低下という環境変動に対しても、食費を

ての個人が文化体系および社会構造に接触する相対的に特徴的なパターン」であるとした。こう定義すれば、生活構造の具体的な把握が可能になる。ただ、本稿で検討すべきのは、抵抗を引き起こす構造化された生活が野宿生活に果たしてあるのか、であり、本稿における生活構造の概念には抵抗を引き起こす必然性が備わっていなければならない。

では、抵抗を引き起こす、構造化された生活とはいかなものか。それは、生きて在る状況が何らかの観念、価値意識や生活規範によって支えられている、そのような生活である。一切の観念に支えられていないのであれば——「望ましい」でも「あるべき」でもないのであれば——、その生活を維持しようとする抵抗が生じるはずがない。

よって、本稿では、社会構造への接触パターンが文化体系への接触パターンによって整序化されていること、あるいは、それらが体系化された複合体を成していることをもつて生活構造を定義し、「生活構造」と括弧付きで表すことにする。より具体的には、次のようになる。社会構造への接触パターンとしては、食べる、寝る、収入を得るといった行為領域に焦点を絞り、それら行為の相対的に持続的なパターンを「生活の型」とする。文化体系への接触パターンとしては、「生活の型」を支える「あるべき」生活を示す観念に焦点を絞り、それら観念の内、相対的に持続的なパターンを「生活の型」とする。これら「生活の型」と認められるものを「生活規範」とする。これら「生活の型」と「生

活規範」の体系化された複合体が本稿における「生活構造」である。

このように、持続的で安定的なパターンの存在を「生活構造」の要件としているが、野宿し続けるという「選択」がなされるロジックを明らかにするには、「生活構造」の解体・再構造化、つまり「生活規範」と「生活の型」との乖離・変容・再体系化といった動態的過程が把握されなければならない。次章で述べるように、現代日本の野宿者は「野宿者になつた」人々だからである。そこで、以下では、野宿以前の生活を構造化していた「生活の型」「生活規範」を「生活の型A」「生活規範A」、それらの体系化された複合体を「生活構造A」、野宿に至つて以降のそれらを「生活の型B」「生活規範B」「生活構造B」と表記し、考察を進めることにする。

以下、量的データと共に、個々人の生活史を積み重ねることで、層としての野宿者の生活を時間の幅をもって描き出していく。野宿者の生活に、「生活構造」を見出すこと、そしてその「生活構造」に、「悲惨」の「主体的選択」を「合理」たらしめるロジックを見出すことは可能であろうか。

用いる主要なデータは、筆者自身参加した大阪の野宿者を対象とした調査から得られた六七二人に関する量的データと、七二三人の「生活史データ」である。量的データは、一九九九年に実施された聞き取り調査による。以下、本稿で示される数値は特に断りがない限り、この調査結果に基づ

直前の生活へと至るプロセスを、量的データに示される職業キャリア、居住形態、家族関係から確認していく。

調査対象者の九七%は男性であり、五〇・六〇歳代が八割を占める。彼らの職業的生涯は、労働市場に雇用労働者、とりわけ製造業のブルーカラー労働者として参入することにはじまる。初職の従業上の地位は、臨時・日雇が四割と、同時代の男子就業者と比べ極めて高い割合で、彼らはスタート時点から、階層化された労働市場の下層部へと組み込まれがちであった。その後、同時代を生きた人々を大きく上回る転職（企業間移動）を重ねるのであるが、転職を重ねるにつれ、建設業の割合、ブルーカラー労働者の割合が増大していく。常雇の割合は減少し、臨時・日雇、とりわけ日雇の割合が著しく増大していく。彼らは、労働市場の、より下層部へと組み込まれていく。結果、野宿直前には、産業では建設業が七五・四%、職業では生産工程・運輸関係職業が八七・一%、従業上の地位では日雇・臨時が八五・六%を占めることになる。調査対象者の職業的生涯とは、「不安定就業階層」、とりわけその下層部へと収斂されていく過程である。

野宿直前職時の居住形態を見ると、職住丸抱えの「飯場・住み込み」（四四・九%）や、法的にも実質的にも簡易な旅館に過ぎない「ドヤ」「簡易宿所」（三九・一%）など、失職が同時にその喪失をもたらすような不安定な居住形態の割合が多い（複数回答可）。野宿直前職時の「住居」がそれらのみである。

づいている。「生活史データ」は、同調査と、二〇〇一年に実施された聞き取り調査による。

## 2 「労働による自立」という価値への同調

現代日本の野宿者は生まれながらの野宿者ではない。「野宿者になつた」のである。これまで多くの研究は、層としての野宿者が、個人の抱く「独特の人生観や哲学」ではなく、「自由構造的要因によって析出されるさまを描いてきた。野宿者自身、野宿に至つたことを、「仕事がない」などの理由で「野宿せざるを得なくなつた」経験として語る。確かに、「自由な生活を送ろうと思って」自ら野宿生活を選択した、と語る人もいるが、そのように語つたのは、調査対象者中三人（〇・五%）に過ぎない。「強いられた、望まざる環境の変化」として経験される野宿への至り方にあって、野宿する以前の生活を構造化していた「生活規範」「生活規範A」は、失宿されることなく野宿状況へと引き継がれていく。

では、「生活規範A」とはいかなる内包を持つのか。ここでは個々人によって多様な「生活規範」それ自体ではなく、行為の準則としてより高次に位置する価値のレベルに焦点を当てる。どのような価値に同調するか／できるかは、当該個人が投げ出された（選び取つた）客観的な存在様式（社会構造への接触パターン）から自由ではない。そこで、まず、野宿した割合は六五・七%に達する。「不安定就業」へと至る過程は同時に、「不安定居住」へと至る過程でもある。

家族関係について見ると、大部分は学卒直後、あるいは比較的短期間の内に、就業に伴つて定位家族から離れ、単身での生活を始めている。三割の人々はその後、一度の結婚・同棲もなしに、単身で過ごしている。結婚（五七・八%）、同棲（一一・九%）によつて七割の人々は家族を形成し、その内六七・八%の人々には子どもがいた。しかし、そのように形成的した家族も、離婚や死別、それに伴う子どもとの別れを通して解体している。野宿に至つた現在、離婚も死別もしていないという意味で婚姻関係を維持している割合は、七%程度に過ぎない。「不安定就業」「不安定居住」へと収斂されていく過程は、単身者の生活へと収斂されていく過程でもある。

野宿直前の生活へと至る生活史とは、「不安定就業階層」「不安定居住」「安定した家族」の不在（＝単身）へと収斂されていく過程である。そして、彼らが辿りついた野宿直前の生活とは、排除されつつ労働市場に接合された「都市下層」、とりわけ寄せ場労働者としてのそれである。調査対象者の五四・六%は、野宿以前、寄せ場釜ヶ崎の日雇労働者であつた人々であり、その生活は、平均一・九年に及ぶ。

では、かつて江口（一九八〇）が「肉体再生産のための単なる生存」さえおぼつかない、生活崩壊の現実を見た寄せ場労働者の生活に、「生活構造」があるとすれば、その生活を

体化された複合体として整序化するところの「生活規範A」とはいかなるものか。ここで寄せ場労働者を取り上げるのは、彼らが、その平均値ではなく、極限値でもつて野宿者の野宿直前の生活を表現していると考えられるからである。

「市民社会」において同調を期待される「中流」「安定」「定住」「勤勉」「規律」といった諸価値は、寄せ場労働者へと至り、寄せ場労働者として生きる過程において、その営む生活との乖離によって同調すべき価値のレパートリーから脱落していく。棄却されずに残る価値があるとすれば、それは、寄せ場労働者へと到達して以降も、排除されつつ、それでも労働市場に接合され、労働者として生きてきたという点に求めなければならないだろう。また、加藤（一九八二・一八九）は日雇労働者の労働条件が、労働過程における「懶惰性」を不可避免にすることを、「強制的懶惰」と表現したが、寄せ場労働者へと至った後も棄却されずに残る価値とは、そのような現実をも整序化し構造化できるものでなければならない。従って、それは労働をめぐる諸価値の中でも最も基底をなす、次の引用がその背後に指示示すような価値になるだろう。「行政当局だけでなく、社会の幅広い層も、労働能力のある者は働くべきだ、働くない者は怠け者だ、と考えつづけている」（野村一九八八・一五六）。つまり「労働による自立」という価値である。

確かに、寄せ場労働者という存在様式にあって、「労働ではない。「寄せ場労働者は、被差別者のなかの被差別者である」（青木、一九八九・八八）。彼らは「市民社会」から「役立たず」「怠けもん」「流れもん」とのまなざしに晒される。それは寄せ場労働者になつた彼ら自身の内なるまなざしでもあり、また、現役の日雇労働者である寄せ場労働者が（寄せ場）「被救恤的窮民」に向けるまなざしでもある。「労働による自立」という価値は、その交差するまなざしの中で意識的に追求され、絶えず再確認される価値として浮上する。

「都市下層」、寄せ場労働者として析出される過程、その存在のあり方から、野宿直前の生活を構造化し、野宿状況へと至つても引き継がれていく「生活規範A」、それを裏打ちする価値として、「労働による自立」が抽出される。

### 3 就労による野宿脱出の展望の喪失

「生活規範A」は、野宿に至つても失われることなく引き継がれていく。しかし、彼らが至つたのは、それを容易に保持し続けることができる環境ではない。

「強いられた望まざる環境の変化」として野宿に至つた人々は、野宿からの脱出を願い、試みる。「労働による自立」という価値に裏打ちされた「生活規範A」を保持し続ける彼らが願い、試みるのは、単なる脱出ではなく、就労による脱出である。しかし、一旦、野宿へと至つた人々が、就労による

「自立」という価値に裏打ちされた「生活規範A」のありようは、次に示すように、自らを「中流階級」と意識する人々のそれとは大きく異なる。

兄ちゃん。そんなに働いたらアカンで。自分の体こわし

たら何もならん。俺たちや日雇いや、明日の仕事も残しどかなアカン。一生懸命やつたら、明日の仕事なくなるで。てきとうに、てきとうにせな、他の人がメイワクするで。安い金には、安い仕事で工工ねん。お陽さん西西で、晩になりやあ金もらえるんや。気楽にいこうや。（水野、一九八九・五八）

しかし、この引用が示しているのは、「就労の不規則性・

不安定性」「賃金の低位性」「労働条件の劣悪性」「社会保障の劣悪性」「未組織」などによつて特徴づけられる寄せ場労働者が、各自結晶化させた「労働の哲学」（西澤、一九九五・九七）であつて、「労働の拒否」の文化が寄せ場に存在している／いたことを示しているわけではない。規範レベルにおける大きな違いにも関わらず、「労働による自立」という価値は、寄せ場労働者においても貫徹している。のみならず、自らを「中流階級」と意識する人々にとつて自明であり意識化されることもなかつたその価値は、純化され、意識的に追求される価値として浮上する。

「労働による自立」という価値は、同調したいと願う人々の諸価値が剥ぎ取られていく、單なる残滓としてあるので

脱出を実現することは、現実にはほとんど不可能である。

かつて、野宿に至つた人々を再度、労働市場に接合する回路が存在していた。寄せ場・釜ヶ崎は野宿者を排出する主要な給源であったが、同時に野宿からの脱出を可能とする場所でもあつた。釜ヶ崎において、毎年のアブレの季節、求人件数は減少し、多くの人々が野宿を強いられる。体調悪化や天候不良などで仕事に行けず、持ち金が尽きた人もまた野宿せざるを得ない。けれども、アブレの季節が過ぎた時には、体調、天候が回復した時には、仕事に就くことができ、野宿から脱出することができたのである。脱出といつても、あくまで一時的な脱出であり、脱出して得られる生活は依然として野宿と背中合わせである。従つて、一時しのぎとしての野宿となり返すことは避けがたいのであるが、少なくとも丈夫な体があれば、仕事に就き、ドヤに泊まるといった生活とを周期的に繰り返すことは避けがたいのであるが、少なくとも丈夫な体ができるのである。

しかし、今や釜ヶ崎は、建設産業の景気後退のみならず、寄せ場（労働市場）としての機能を解体しかねない構造的変容に直面していると言わわれている（島、二〇〇一）。その釜ヶ崎における現れが、現場に行けば建設工事は相変わらず行われているにも関わらず、求人が減少しているという状況であり、それに伴う手配師・人夫出しによる労働者の選別（顔付け）

の強化・徹底である。顔付けにより、「就労できる層」と「就労できない層」に分別され、固定化される。移行があるとすれば、前者から後者へ、であり、逆ではない。高齢や疾病・障害を理由に「就労できない層」に分別され、野宿状況へと排出された人々にとつて、もはや釜ヶ崎は仕事を見つける場ではありえない。

近年、寄せ場に代わって人夫出し飯場が、スポーツ新聞などの求人広告を窓口として日雇労働者を吸收していると言わっている。しかし、飯場とて同じである。高齢、疾病などを理由に野宿状況へと排出された人々が、飯場に入ることは——暴力飯場やケタ落ち飯場<sup>①</sup>を除けば——極めて困難である。

かつて野宿者が一時的にではあれ、仕事を見つけ、野宿から脱出するため利用可能であった回路は、今や野宿者には閉じられてしまっている。寄せ場や飯場以外の「一般労働市場」に職を求めたところで、中高年で、保証人も、住所も、連絡を待つ電話すらない野宿者が、新たな仕事に就き、野宿から脱出できる可能性はほとんどない。

さらに、剥き出しの「死への圧力」に満ちた野宿という環境にあつて、まず野宿が生きられなければならない。野宿状況を生きていくことと、就労による野宿からの脱出の試みとは、容易に両立できない。むしろ、鋭く対立する。

〔食べ物の入手方法を教わる前は〕水だけ飲んで、食べるものはなしで四日間過ごしたね。：それでまあ、パン

（モデル）としてのみ存在するようになっていく。

労働市場からの排除と反発がより一層積み重ねられると、また加齢や健康状態の悪化によって労働力の摩滅が進行すると、やがて、「仕事があつたとしても、もう働くのは無理」とは、仕事に就きたい」と考える／考えることができる割合自体が、九〇・六%→九〇・二%→八四・〇%→六七・七%と減少していく。就労による野宿からの脱出を展望することすらできない、つまり「生活規範A」を保持し続けることすらできない野宿者が増加していく。

#### 4 野宿状況における「生活の型」の確立

一方、「死なないためには生き抜かなければならぬ環境」の中、野宿者は自らの肉体を駆使し、知恵と工夫を積み重ねることで、野宿を生き抜くためのパターン化された生活（「生活の型B」）を確立していく。

野宿の長期化の過程で、テントを立てる割合が上昇する。野宿に至った当初テントを立てずに野宿していた人々を取り出し、野宿期間と野宿形態との関係を見ると、テント野宿者の割合は、三六・二%→七一・九%→六二・一%→六三・八%となっている。後三階層では有意な差は見られないが、今回用いた区分で言えば一年八ヶ月未満の期間において、野宿の

の耳教えてもううてしたら、やっぱり元気がでるね。もう、その時は仕事探しにいく気より、食べもん探しに行く方が優先でしたね。：野宿してからは職安にも行つことないねえ。もう今日明日どうやって生きていこうかつていうことで精一杯やからね」（五〇歳代・男性）

それでも、就労による野宿からの脱出を実現するために求職活動を繰り返す野宿者は少なくない。しかし、その無駄足を覚悟した求職の試みは、ほとんどの場合、結局無駄足に終わる。彼らは、労働市場から排除・反発される経験を積み重ねる中で、現状においては就労による野宿からの脱出が極めて困難であることを知つていく。「仕事をさえあれば、腕だつて若いモンには絶対負けんいう自信ある」という人も、「そんな暇あつたら空き缶拾いに行く」ようになる。「合理的」な判断として求職活動の頻度は下がり、やがてなされなくなっていく。野宿期間の長期化に伴い、「（野宿から抜け出すために）何か仕事に就きたい」と考えている人々に占める求職活動を行う人の割合は、六二・二%（八ヶ月未満）→五六・九%（八ヶ月以上一年八ヶ月未満）→四六・三%（一年八ヶ月以上三年八ヶ月未満）→二八・九%（三年八ヶ月以上）と減少していく（これ以降の野宿期間は、断りがない限り同じ区分に基づいている。以下略す）。「生活規範A」は、それに沿った生活の整序化——つまり就労による野宿からの脱出と脱出にむけた試み——ができない中で、いわば宙に浮いた規範

長期化に伴つて非テント野宿からテント野宿への移行が生じていることが分かる。人数が六九人と少くなるが、野宿期間八ヶ月未満の人々だけを取り出して二ヶ月区分で見ると、テント野宿者の割合は〇・〇%→一一・一%→五一・二%→六九・二%と増加しており、その傾向がよりはつきり見出せる。ブルーシートや廢材でテントを立てる事、それは野宿生活における基盤の形成である。改良と改築が重ねられ、テントは本格化し、そこには粗大ゴミから調達された様々な日用品が蓄積されていく。野宿を生き延びることをより可能とする、あるいはより「快適」な「住居」が形成されていく。

長期化に伴つて、野宿状況において「仕事」を有する割合も高まる。野宿開始当初七一・六%であったその割合は、「ここ一ヶ月」では八〇・〇%に上昇している。建設日雇を行いう割合が一六・七%から七・三%に減少している一方で、アルミ缶などの廃品回収（バタヤ）を行う割合が五三・九%から六九・七%に上昇した結果である。アルミ缶などの廃品回収は、野宿状況において収入を得ることができる数少ない仕事の内の一つである。様々な工夫とノウハウが積み重ねられ、その高収入化・安定化・効率化も進んでいく。野宿状況における「安定した」収入源が形成されていく。

「高収入」層では自炊の割合が五三・四%→七六・一%→

七三・八%→八七・九%と増加し、「低収入」層では廃棄食品・

残飯の割合が二七・六%→三九・五%→六二・三%→六一・五%と増加していく。様々な工夫とノウハウが積み重ねられ、安

定的、効率的な食料調達が可能になつていく。野宿を生き抜くことをより可能とする食事形態が形成されていく。

「簡単にテントは立てられへんで。テント立てて生活で生きるようになるまで一ヶ月半くらいかかったかな。：アルミ缶も最初はきつかったですよ。：でも僕ね、正直いつてね、一日千円のお金ようもらわんんですね。最初の頃は三百円とか四百円とかそんなもんやつたよ。だけど四百円もうて、ラーメン買うていうだけで嬉しかった。インスタントラーメンね、チキンラーメンとか。：アルミ缶が売れるぞっていうのは知つてたんですよ。だけどどういう風にアルミ缶を集めたらいいかっていうのが当初は分からなくって、最初は自動販売機をずっとと回って、ゴミ箱をずっとと開けて回つて。：それが、今度ね、別に自動販売機行かんでええでど、各地区に区役所あるでしょ、そこで資源ゴミの日程表さえもらつてきたら、日さえ分かれればその日、朝行つて取つてきましたええんないうのは人から聞いたんです。それで行くようになつたんです。こらようけ集まるなあいうことで、今現在に至つてるわけです。：こんな所で、みそ汁や卵焼きやつてこの宿状況においては、何らかの規範に沿つてその生活を全面的に整序化することは不可能である。「盗んでまでしたくない」と廃棄食品を集めないのも、「施しはうけない」とボランティアからの援助を受けつけないのも、そうすることが可能な「生活の型」を確立しているからそう言えるのである。「みじめで泣けてきた」としても、生きるために廃棄食品を集めたり、「後ですごく情けなくなる」としても地域住民からの千円のカンパを受け取つた経験を持つ人は少なくない。「生活規範B」は、その生きて在る現実を説明し、自ら了解するための語彙としても形作られていくのである。

とは言え、「生活規範B」が可変自在なものとしてあるわけではない。「生活規範B」は「していい行為／してはいけない行為」といった形で多様に語られるが、それらを弁別するロジックはある程度一貫している。状況依存的でまた個々様々なものとして語られる「生活規範B」を貫く価値が存在している。「身体が動くうちは親兄弟を含め他の人の頼りにはなりたくない」。「自分で何とかなるうちは何とかする。自分のせいどころかうつたのに、行政に頼ることはできない。日本はそういう教育はしていないはずだ」。つまり、「労働による自立」という価値である。

野宿する以前の生活から引き継がれた「労働による自立」という価値への同調を、就労による野宿からの脱出という方向で実現できない中、その価値への同調は、野宿状況をどの

しらえて食べた時はうれしかつたなあ」（前掲男性）  
野宿が長期化していく中で、これら野宿生活の諸側面は、相互に密接に連関しながら、全体としてバターン化された生活「生活の型B」を形作っていく。野宿者はそれぞれの「生活の型B」を確立していく。

## 5 読み替えられる「生活規範」／構造化される野宿生活

就労による野宿からの脱出を想定できるのであれば、野宿生活を脱出までの一時しのぎと意味づけること——「生活規範A」によって整序化すること——も可能である。しかし、確立されていく「生活の型B」を「生活規範A」によって整序化することは不可能である。とは言え、彼らは無条件に「快適」を追求しているわけではないし、意味を欠いた「生存」の追求を行つてゐるわけでもない。確立されていく「生活の型B」を枠づける「生活規範」（「生活規範B」）が存在している。

語られる「生活規範B」は、野宿者それぞの行為の意味づけにより多様であり、また、置かれた状況の変化によつて変容する。つまり、「生活の型B」を枠づけると言つても、必ずしも「生活規範B」が絶対的な規範として「生活の型B」に先行して存在してはいるわけではない。そもそも野宿状況における「生活規範B」という方向へ、あるいはその方向へも振り向かれていく。「生活の型B」を整序化、あるいは説明可能なものとする「生活規範B」である。

基本的に誰の世話になることもできない野宿状況にあって、自前で生きていく生活として確立された「労働による自立」といふ「生活の型B」と、引き継がれた「労働による自立」という価値への同調によつて、「生活規範A」は「誰の世話にもならず（野宿状況を）自前で生きていく」を中心とした「生活規範B」へと読み替え／翻訳されていく。「生活の型B」の内実が「生活規範B」へと読み替えを可能にし、読み替えられた「生活規範B」が「生活の型B」を整序化していく。つまり、「生活の型B」が確立されているほど——「自力」で野宿状況を生き抜くことが可能であるほど——、「生活規範B」への読み替えのハードルは低くなり、「生活規範B」への読み替えがすみやかなさればなされるほど、「生活の型B」を確立していくハードルは低くなる。「生活規範B」が紡ぎ出された時、「生活の型B」のあらゆる内実が、「自前で生きていく」という意味での「労働」となる。同時にそれが「自立」の内実を成す。

「今も仕事しててから自立してて。自立とは仕事してない奴が仕事するようになることや。俺は自立してる」（アルミ缶回収をしている四〇歳代の男性）  
このような「生活規範A」の「生活規範B」への読み替え

は、「労働による自立」という価値に同調し続けることによつて自動的になされるのではない。野宿者は「市民」から最も価値なき存在と見なされる——それはしばしば直接的な暴力に至る。そのまなざしは「野宿者になった」彼ら自身の内なるまなざしでもあり、彼らがしばしば他の野宿者に向けるまなざしでもある。交差するまなざしの中で、野宿者は、意識的な、絶えざる再確認を伴つた「生活規範A」の「生活規範B」への読み替えへと驅り立てられていく。

「あの坂を下りたところにいる人は九三歳やけど背筋も

伸びていてちゃんとアルミ集めをしますわ。あのメントの人は残飯だけで生活してますわ。隣の人は五年間一人ぼっちでさみしくて頭がおかしくなった。：自分は野宿だが働いて生活をしている」（アルミニ缶回収をする四〇歳代の男性）

「生活の型B」を整序化／説明可能なものとする「生活規範B」が紡ぎ出された時、野宿生活は、「生活の型B」と「生活規範B」との体系化された複合体である「生活構造B」として再構造化されることになる。もはや野宿生活は、「生き抜く」ためだけの「仮の生活」ではない。就労による脱出を展望できない野宿者にとって、それだけが維持すべき唯一の生活として生きられるのである。ここに至つて、いかに困難な生活であろうと、「誰の世話にもならず自分で生きていくこと」が可能な限り、「労働による自立」という価値への同うで。それで仕事探しに行けつて言われて、で三ヶ月たつて仕事がなかつたら、もう戻るテントはないしな」（五〇歳代・男性）

2 管理と集団生活を意味する「施設」に「我慢と忍耐」「管理と束縛を見る野宿者は少なくない。施設入所によつて「就労による自立」が実現する可能性を低くしか見積もれない野宿者は、敢えて施設に入所しようとはしない。野宿を生き抜くことが可能であれば、なおさらである。こうして「自立」の道は拒否され、野宿し続けることが「選択」される。

「施設に入ると周囲の人々に気をつかつたり、規則に縛られるのでたとえ明日の食べ物に困つても入りたいとは思わない」（五〇歳代・男性）

3 「ヤクニン」「ヤクショ」と野宿者に称される人々との様々な場面での接触は（無視されているといったものを含めて）、野宿者に、憎悪、怨念、怒り、不信を伴いつつ経験される。蓄積されたそれらの直接的表現として「自立」の道は拒否され、野宿し続けることが「選択」される。

「（役人と）直接話がしたい。せやないと伝わらへんことがいっぱいあるんや。：けど、来たら『今頃なんや』つて殴るかもしれない。：役所の世話になる気は絶対ない」

（五〇歳代・男性）

これらにおいて、野宿し続けるという「選択」は、行政の用意する「自立」の道が、それに伴うネガティブな要素の故

調を確認しつつ、野宿状況は生きられてしまうのである。

## 6 何故、野宿し続けることを「選択」するのか

行政が用意する「自立」のルートを拒否し、野宿し続ける。この一見「非合理」に見える、「悲惨」の「主体的選択」が、野宿者にとって「合理」としてなされるとすれば、それはいかなるロジックによるのか。本稿のこれまでの議論は、その「選択」が「生活構造」の抵抗としてなされることを示すためのものであった。しかし、野宿し続けるという「選択」の全てが「生活構造」の抵抗としてなされるわけではない。他のロジックをまず示そう。それらは「生活構造」の抵抗という理解が不可欠であることを示すことになるだろう。「悲惨」の「主体的選択」、それは次のようなロジックにもよる。

1 行政が用意する「自立」は、何らかの施設への入所を通じて、あるいは入所そのものによって実現される。入所は確立してきた「生活の型B」の解体を意味する。首尾良く「就労による自立」を実現できるのか。できなければ、「生活の型」なき野宿状況へ逆戻りである。野宿者は、入所によって得られる便益と入所に伴う費用を「合理的」に計算し、「自立」の道を拒否して野宿し続けることを「選択」する。

「空き缶集めどるわ。一日よう頑張つても三千円くらいかな。自立支援センターへやつたら、朝パンだけやつていに拒否された結果、消極的になされているに過ぎない。しかし、野宿し続けるという「選択」は、このような「悪夢の選択」としてのみなされるのではない。再び野宿状況に舞い戻ることはないと確約されたとしても、施設から我慢と忍耐、管理と束縛が放逐されたとしても、入所を拒否し、野宿し続ける、と言う人は少なくない。「ヤクニン」「ヤクショ」に対する否定的感情なしに、むしろそれらを肯定的に評価しているにも関わらず野宿し続ける人もいる。ここに「生活構造」の抵抗としてなされる、野宿し続けるという「選択」が見出されなければならない。

テントで寝起きし、食事は自炊で一日二食、アルミニ缶回収で月三三〇〇円の収入を得て六〇歳代の男性は、若い頃、建設現場の八階の足場から落し、現在も両脚、両足首、腰に「障害」がある。一輪車を動かすことも無理だと言う。

「こんな不景気になつたら、下の方にしわ寄せがくる。でもしようがない。：今までええから。本人のやり方が悪いからこんなふうになつたんや。：兄弟に迷惑をかけるといけないから、電話番号は捨ててしまつた。頗つてしまふから。：（生活保護は）知つてると国民の税金だからね。：性にあつていい。体が悪くて動けんやつたらもらえるけど、働けるからねえ。：（施設は）仕事をあれば入るけど、ただ黙つてはいけない。：今まで悪いことをせずにやつてこれたからな。今だつたらまだも

うろくしてないから」

「就労による自立」が実現する可能性を見積もない人々にとつて、行政が用意する「自立」とは「福祉等の援護による自立」を意味する。「生活規範B」と「生活の型B」によって構造化された野宿生活を営む人々は、「福祉等の援護による自立」を、「労働による自立」という価値への同調を放棄し、「残りの一生、福祉の世話になって生きること」であると理解し、拒否する。彼らにとって、「労働による自立」という価値への同調を確認しつ生きられる場合は、野宿状況しか残されていない。野宿生活だけが、維持すべき、生きるに値する生活なのである。ここで野宿し続けるという「選択」は、強いられたものでも、消極的になされるものでもない。その「選択」は、彼らが「生活の型B」に照応した形で「労働による自立」という価値に同調し続けることを主体的に選択した結果としてなされるのである。

こうして野宿し続ける人々の中にも、「いざれどうしようもない状況になつたら福祉の世話になることを考へるかもしない」と語る人がいる。そう語る一人、六〇歳代の男性の手は、今年の冬、「凍傷みたいになつて」曲がらなくなつた。関節の肉がえぐれ、真っ黒になつた手で、アルミ缶回収を続けているが、収入は以前の半分になつた。「身体むちやくぢや弱つともかならぬ。手痛い、足痛い。胸苦しいし、下つ腹も痛い。こんな状態やけど、このままでは終わりたくないから、頑張つ時施設にも区役所にも行かない」という高齢の人、岩田（二〇〇二・二七三一・一七六）は、これら野宿者を「緩慢な自殺」、「死ねないけど」死ぬのを待つていて、「死ぬのを待つて」と表現し、彼らにとって路上は、「生きていく場所」ではなく「死んでいく場所」としての意味をもつていていた。

彼らは、「死んでいく場所」としての路上で、意味を欠いた「緩慢な自殺」を生きているのか。彼らが「支援」を拒否し、野宿し続けるのは、野宿生活が「労働による自立」という価値に裏打ちされた「生活規範」によって構造化されているが故の抵抗ではないのか。それは生ある限り、自らにとつて「生きるに値する生」を生きようとしている現れではないか。それを可能とする「場所」が唯一路上であつたとしても、そしてその帰結が「野垂れ死に」であつたとしても、である。

## おわりに

これまで本稿において議論してきた「生活構造」の抵抗としてなされる野宿し続けるという選択は、「資本の論理に組み込まれない都市下層の主体的側面」（中根二〇〇一・一六）ではない。それは、「資本の論理」に徹頭徹尾、組み込まれているが故に、さらに言えば、その「包摶」の必然的帰結として、「資本の論理」からの「逸脱」を結果してしまった野宿者の姿である。

「六、五歳までは、福祉の世話にならず、自分でやつててきた」と語る人もいる。六五歳とは重篤な疾病や障害のない野宿者でも生活保護の受給が可能になる年齢である——もつとも、それは法的根拠をもたない恣意的な慣例に過ぎないのでが。この語りが表しているのは、六五歳までは受給したくともできないという現実と共に、六五歳という基準が慣例化されている中で、その年齢に達してはじめて、「労働による自立」という価値の放棄が野宿者自身にとつて了解可能になる、ということなのではないだろうか。しかし、六五歳を越えて、野宿し続ける人は少なくない。NPO釜ヶ崎（二〇〇一年五月）が六五歳以上の二〇〇〇年度輪番登録労働者（その多くが野宿者と重なる）を対象に行つた調査によると、生活保護の受給を希望したのは三五・四%に過ぎなかつた。六五歳までは」という期限は、実際六五歳になると「まだ自前で生きられる」と捉えられ、「生活規範B」を放棄して「福祉の世話になること」はしばしば先延ばしされていく。

あからさまに「生きる希望」を否定する人、路上で倒れてもボランティアの救助をはつきり拒む人、何度誘つても、臨從つて、その選択が「病理」であるなら、それはラファエルグ（一九七二・一四）が次のように記した意味においてである。資本主義文明が支配する国々の労働者階級はいまや一種奇妙な狂気によりつかれていて、その狂気のもたらす個人的、社会的悲惨が、ここ二世紀來、あわれな人類を苦しめつづけてきた。その狂気とは、労働への愛情、すなわち各人およびその子孫の活力を涸渴に追いかむ労働に対する命からがらの情熱である。

では、「社会生活の拒否」として「市民社会」が矯正／排除しようとしているのは何なのか。本稿が明らかにしたのは、「市民社会」において同調を期待される価値からの逸脱となされる野宿者の選択が、「市民社会」において同調を期待された「労働による自立」という価値に同調し続けるが故になされるという逆説である。

注①二〇〇二年八月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」には、公園など公共施設の「適正な利用の確保」のために「必要な措置をとる」ことが定められている（第十一条）。人権への配慮を求める決議が付帯されているとは言え、行政が用意する「自立」のルートに乗らず、野宿し続ける人々になされる「必要な措置」とは、突き詰めて言えば矯正／排除以外あり得ない。

②「宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・

指導及び職業相談・斡旋等」がなされている。現在開所されている三施設の定員は計二八〇人、入所期間は原則三ヶ月、最大六ヶ月まである。二〇〇一年十一月末までの退所者五一〇人の内、「就職」による退所は四割である。ただし、追跡調査はなされておらず、「就労退所」した人々が「就労自立」しているのかどうかは分からぬ。

③ 大阪市健康福祉局 <http://www.city.osaka.jp/kenkoutukushi/sonota/sonota20.html>

④ 大阪市立大学都市環境問題研究会が、釜ヶ崎地域を除く大阪市内の公園・河川敷のテント野宿者を主たる対象として実施した。テント野宿者が調査対象者の八割を占める。母集団の確定すら困難な野宿者調査であり、統計的サンプリングは行っていないが、各公園・河川敷のテント数の四分の一から三分の一を目標として対象者を抽出した。その他調査概要は、大阪市立大学都市環境問題研究会(二〇〇一)を参照。本稿では変数の組み替えなどの再集計を行つており、報告書と数値が一致しない場合がある。

⑤ NPO釜ヶ崎が大阪府下の野宿者を対象に実施し、五〇人から聞き取った。その他調査概要は、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構(二〇〇一)を参照。

⑥ 巧妙なやり方や暴力支配によつて賃金を払わず、労働者を長期間拘束するような劣悪な飯場を指す。そこにすら入れない野宿者も少なくない。

⑦ 以下に示す傾向は、断りがない限り、いずれも有意水準○・○一未満で有意である。

#### 引用文献

- 島和博、二〇〇一「労働市場としての釜ヶ崎の現状とその『変容』」  
『人文研究』第五三卷第三分冊  
鈴木広、一九八六『都市化の研究』恒星社厚生閣  
特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構、二〇〇一『野宿生活者が就労による自立をするための支援策の調査研究』  
中川清、二〇〇〇『日本都市の生活変動』勁草書房  
中根光敏、一九九九「排除と抵抗の現代社会論——寄せ場と『ホーミレス』の社会学にむけて」青木秀男編『場所をあけろ！寄せ場／ホームレスの社会学』松籟社  
西澤晃彦、一九九五『隠蔽された外部——都市下層のエヌノグラフィ』彩流社  
野村正實、一九九八『雇用不安』岩波書店  
水野阿修羅、一九八九「釜ヶ崎暮らし」元気マガジン編集部『元気マガジン』第六号 ブレーンセンター  
Lafargue, Paul, 1970. *Le droit à la paresse*, Librairie François Maspero. (=一九七一)「田淵智也訳『怠ける権利』人文書院)

(つまき しんご・大阪市立大学大学院文学研究科博士後期課程)

⑧ 野宿開始当初については、「生活史データ」からアフターコーディングしたものである。そのため、「不明」が多く、クロス集計、有意検定は行つていない。

⑨ 「仕事をしていない」人の収入を〇円とした収入のほぼ中央値である一万五千円を基準に、一階層に分けた。

⑩ ここでの「労働」は、収入を伴うことを必ずしも要件としない。収入を伴う「仕事」をせずに、廃棄食品のみによつて生きている人にとって、廃棄食品の回収は「自前で生きていく」という意味での「労働」であり得る。

⑪ 有効回答者三四五人。輪番登録労働者とは、大阪府市がNPO釜ヶ崎に委託・実施している就労機会提供事業の登録者を指す。同事業は五五歳以上の野宿状態にある／至りつつある「釜ヶ崎の失業日雇労働者」を対象とし、日当は五七〇〇円。登録者数に対し、紹介数が少なく、一九九九年では登録者一人あたり十日に一度程度の就労であった。

岩田正美、二〇〇〇『ホームレス／現代社会／福祉国家——「生きていく場所」をめぐって』明石書店  
江口英一、一九八〇『現代の「低所得層』(中) 未来社  
大阪市立大学都市環境問題研究会、二〇〇一『野宿生活者(ホーミレス)に関する総合的調査研究報告書』  
加藤佑治、一九八一『現代日本における不安定就業労働者』(下) 御茶の水書房

## 目 次

## 〈論文〉

## 責任概念の変容

- 義務の二類型から帰属理論・サンクション論を再考する—— ..... 平井 順 ..... 3  
 野宿生活:「社会生活の拒否」という選択 ..... 妻木進吾 ..... 21  
 近代日本農村の映画体験に関する社会学的考察  
     ——奈良県吉野郡野迫川村を事例として—— ..... 島岡 哉 ..... 39  
 ジェンダー化される「子ども」  
     ——八九五~一九四五年の少年少女雑誌表紙絵分析から—— ..... 今田絵里香 ..... 57  
 「高度成長期」における女子「労働者」の産出過程  
     ——高校商業教育におけるカリキュラムの諸実践をめぐって—— ..... 増田 仁 ..... 75  
 「ボランティア」とは誰か  
     ——参加に関する市民社会論的前提の再検討—— ..... 仁平典宏 ..... 93

## 〈研究ノート〉

## 非専門家の科学への参加と科学政策の民主的議論

- P U S (公衆の科学理解)とコンセンサス会議—— ..... 小島 剛 ..... 111

## 〈DOING SOCIOLOGY〉

- 「釜ヶ崎での社会学」について ..... 島 和博 ..... 129

## 【視点】

- 〈公共哲学としての社会学〉へのいくつかの途 ..... 中島道男 ..... 136

## 〈書評〉

- 龜山佳明著『子どもと悪の人間学——子どもの再発見のために——』 ..... 山田富秋 ..... 139  
 桜井厚著『インタビューの社会学——ライフストーリーの聞き方——』 ..... 倉石一郎 ..... 146  
 加藤晴明著『メディア文化の社会学』 ..... 阿部 潔 ..... 153  
 飯田剛史著『在日コリアンの宗教と祭り——民族と宗教の社会学——』 ..... 寺岡伸悟 ..... 161